

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下（収入がない場合）かつ年齢70歳未満の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長 〇〇〇〇 株式会社 (フリガナ) キムラ トオル
 あなたの氏名 **木村 徹**
 給与の支払者の名称(氏名) **神田**
 給与の支払者の法人番号 **2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8**
 この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。※親族関係書類の添付等が必要で、扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します(配偶者に収入がない場合は、「0」を記載します。)
 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の*1 合計所得金額の見積額 **6,153,000 円** 判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超以下(C)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

個人番号 **8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8** 生年月日 **明・大 47 年 4 月 17 日**
 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる 異なる 同じ
 控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 **0 円**
 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)
 38万円以下かつ年齢70歳未満
 95万円超950万円以下
 950万円超以下

区分 I **A** (左のA~Cを記載)
 区分 II **②** (左の①~④を記載)

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得(1)	8,170,000		6,153,000
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2又は(a-b)
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額			6,153,000

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考に見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額(a-b)
給与所得(1)			
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)			
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額			0

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考に見積もった平成30年中の収入金額を記載します(給与の収入がない場合は、記載不要です。)

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します(給与の収入がない場合は、記載不要です。)

配偶者に収入がない場合は、この「(1)~(7)の合計額」欄に「0」を記載します(「給与所得(1)」欄などに「0」を記載する必要はありません。)

区分IがA、区分IIが②のため、対象となる控除は配偶者控除となり、控除額は380,000円になります。

「配偶者控除の額」欄に、380,000円を記載します。

区分 I	区分 II										
	A	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除										

※(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

配偶者控除の額 **380,000 円**
 配偶者特別控除の額 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

告書の記載に当たっては、この説明をお読みください。